

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により山形県知事及び教育長から平成30年9月18日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成30年12月11日

山形県監査委員 伊 藤 重 成
 山形県監査委員 鈴 木 孝
 山形県監査委員 武 田 一 夫
 山形県監査委員 加 藤 香

監査対象機関	指 摘 事 項	措 置 の 内 容
水大気環境課	補助金等の交付事務が適切でないものがある。	<p>県補助金交付要綱の実績報告の規定を実態に則したものに直し、市町村の事務処理手順を明確にする。</p> <p>年度当初に年間スケジュールを示し、市町村の実績報告から、県の額の確定まで2か月を超えない期間を両者で確認・共有する。</p> <p>業務総括者までチェックシートを共有するとともに、文書取扱主任者とも情報を共有することにより、チェック体制を強化する。</p>
危機管理課	補助金等の交付事務が適切でないものがある。	<p>処理期限を念頭においた業務スケジュールをたてる。</p> <p>業務執行チェックシートに処理期限を記載するなど、しっかりしたチェック体制をとっていく。</p>
観光立県推進課	契約の締結又は履行が適切でないものがある。	<p>関係法令（廃棄物の処理及び清掃に関する法令及び同施行令）の認識が不足していたことから、この度の指摘事項内容を課内で情報共有し、今後同様の契約事務が生じた場合には、支出伺起案時における起案者による確認と、決裁時の業務管理者・業務総括者、その他査閲者による重複確認を徹底することとした。</p>
インバウンド・国際交流推進課	前年度会計の監査において注意した事項について、改善の効果が不十分なため、同様の不適切な事務処理がある。	<p>職員一人一人が旅費事務を迅速、適正に行うよう、職員に対して指導徹底した。</p> <p>業務総括者及び業務管理者が職員に声掛けを行うなど旅費事務を常時チェックすることとした。</p> <p>課長補佐（総括）及び庶務係の旅費担当者が週一回、財務事務システムを活用して旅費事務の進行管理を行うこととした。</p> <p>海外旅費については、金額の確定が事後になり支払いまで時間を要する場合があることから、旅行手配を依頼した旅行会社との連絡</p>

		調整を密に行い、速やかに金額を確定させることなどにより、支払が過度に遅延することのないよう特に留意することとした。また、特殊事情により支払が遅延する場合は、その理由、経過等を記録し、検証ができるようにすることとした。
水産振興課	補助金等の交付事務が適切でないものがある。	補助事業者毎に事業の進捗状況を管理できるよう、新たにチェックリストを作成のうえ、担当者及びその上司が日常的に点検、事務の進行管理を実施することとした。 補助金等の交付事務について、その事務が適切に実施されるよう研修を実施した。
文化財・生涯学習課	補助金等の交付事務が適切でないものがある。	補助金交付事務の執行にあたっては、事務の遅延のないよう補助事業者に対する適切な指導を行うとともに、チェックシートを有効に活用し、複数職員による進捗状況の確認を徹底するよう改善を図った。